# ●令和3年度 国民健康保険料率について

# 1. 必要保険料の算定

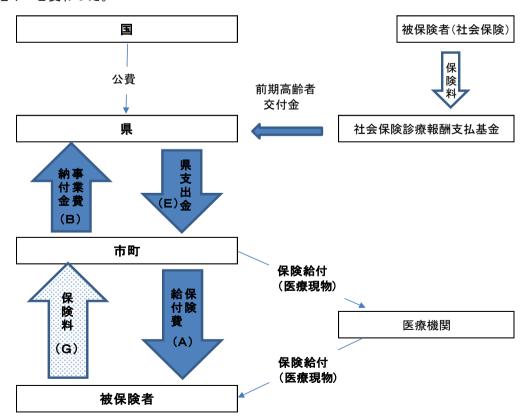
必要な保険料総額 		(G)	=	(B)	+	(C)	_	(F)
歳出				歳入				
保険給付費 (医療費)	(A)			県支出会	金		(E)	
事業費納付金	(B)			保険料(過年度)				
総務費				一般会詞	計繰入	金	(F)	
保健事業費	(C)			その他				
その他				保険料	(現年	度)	(G)	
合計	(D)				合計		(D)	

※ 保険給付費(医療費) (A) = 県支出金 (E)

#### 2. 国保の財政

平成30年度から国保制度の広域化に伴い県が財政運営の主体となった。

市町が給付する保険給付費相当を県が負担。市町は県へ事業費納付金を支出する仕組みへと変わった。



# 3. 事業費納付金

単位:千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(予定)
総額	1,588,996	1,746,475	1,701,951	1,599,756
対前年度増減	1,588,996	157,479	<b>4</b> 4,524	▲ 102,195
対前年度比(%)	-	109.9%	97.5%	94.0%

# 4. 令和3年度の保険料率

全世帯の保険料を計算し、その合計が(G)となるように料率を設定する。 ※不足部分は基金で賄う

	令和3年度(当初予定)					
区分	所得割 (%)	均等割(円)	平等割(円)	限度額 (万 円)		
医療分	8. 5	24, 000	21, 900	63		
後期分	2. 5	6, 900	6, 300	19		
介護分	2	4, 200	6, 900	17		

	令和3年度(決定)				
区分	所得割 (%)	均等割(円)	平等割 (円)	限度額 (万 円)	
医療分	8.3	23, 400	21, 000	63	
後期分	2. 5	6, 900	6, 300	19	
介護分	2	4, 200	6, 900	17	

所得割 … 前年度の所得から基礎控除を引いた額にかける率

均等割 … 被保険者一人ひとりにかかる

平等割 … 1世帯につきかかる